

# 第4次宇佐市障がい者計画(第7期宇佐市障がい者福祉計画・第3期宇佐市障がい児福祉計画)に関するパブリックコメント結果概要

※第4次宇佐市障がい者計画(第7期宇佐市障がい者福祉計画・第3期宇佐市障がい児福祉計画)とは、(以下「第4次障がい者計画等」という)

宇佐市では、障がいのある方や、その家族が生き生きと充実した生活を営んでいく上では、まだ多くの課題があります。

市としましては、その課題を解消し、宇佐市に生まれ、育ち、暮らしてよかったと思ってもらえる地域づくりを目指して「地域共生のまちUSA!～ともに暮らし、ともに働き、ともに生きる～」を基本理念に平成30年度から令和5年度の6年間の計画として「第3次宇佐市障がい者計画」を策定し取り組んできました。

この計画策定から6年が経過しようとしており、障がい福祉を取り巻く状況も変化していることから「第4次宇佐市障がい者計画等」の策定を予定しております。

「宇佐市障がい者計画等策定委員会」で各障がい者施策の見直しを行ったうえで、計画(案)を市民のみなさまに広くお知らせするとともに、今後の計画の中で可能な限り反映していきたいと考え、下記日程でパブリックコメントを実施しました。

## 1. パブリックコメントの実施状況

### (1) ご意見の募集期間

令和5年12月27日(水)～令和6年1月9日(火) 17時00分まで

### (2) ご意見の提出方法

①. 各閲覧場所に設置した「意見箱」への「意見書」の投入。

※閲覧場所(4か所)は以下の通り。

●宇佐市役所(本庁舎) 福祉課、安心院支所 地域振興課、院内支所 地域振興課、宇佐市民図書館(本館)、

②郵送

③FAX

④メール

⑤入力フォーム(ロゴフォーム)からの送信

(3)周知方法

- ①市ホームページ掲載
- ②各閲覧場所に表示

## 2.パブリックコメントの実施結果

- (1). ご意見の件数(人数):3件(3人)
- (2)ご意見の提出方法 メール1件 入力フォーム2件

## 3.いただいたご意見と市の考え方

①平成25年から障害者優先調達推進法が施行されました。この法律(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律)は、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定されました。

官公需注協議会は、その仕事を受注するための団体であり、仕事の発注自体は、上記の法律の通り、公機関が主体とならなければ、その数量も拡大することは、難しい。

宇佐市(担当者)の積極的な取組が必要と考える。

### 市の意見

○各担当に発注の可能性を常に検討するよう伝えます。

②障がい者の就労に関して、就労支援事業所と相談支援事業所が情報交換や意見交換等を行える場を設けて欲しいです。

### 市の意見

○情報交換や意見交換等を行える場は大切です。設けられるように努めます。

③在宅障がい児者のための福祉サービスとしては、短期入所・日中一時支援があります。現在、日中一時支援に来られる利用児者の方に対し、パートやヘルパーで対応しています。児童から成人までの利用者がいますが、多動な児童や拘りの強い方等混在しているため支援に苦慮しています。受け入れ事業所が広がることを望みます。

### 市の意見

○対応可能な事業所の広がりができるように努めます。